

# 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・医療費助成制度のご案内

令和 2.11.1 作成

★中野区内に住民登録があり、下記に該当する方は、手当の支給や医療証の交付が受けられます。(内容が変更する場合もあります)  
 ★児童を養育している方が複数いる場合、主として生計を維持している程度の高い方(所得限度額計算後の額が高い方)が申請者となります。

制度の名称		受給要件	支給の制限等	持参するもの
児童手当 国制度		中学校第3学年修了前の児童を養育する者 ※公務員の方は、原則として勤務先での申請になりますが、独立行政法人に所属される場合は、お問合せください。	所得制限有・裏面限度額参照 ※所得制限額以上も支給あり(特例給付)	○厚生年金等加入者は、健康保険証の写しまたは年金加入証明書 ○所得の確認は右の◎印による ○申請者名義の預金通帳 ○印鑑(スタンプ印不可)
乳幼児医療費助成 (マル乳・マル子)		中学校第3学年修了前の児童 ※原則、同居の父母>同居者>被扶養者の順で保護者が決まります。	所得制限無 ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。 ②健康保険に加入していない場合。 ③生活保護を受給している場合。	○児童の健康保険証 ※健康保険証の発行に日数がかかる場合、お子様の健康保険の資格証明書(ご加入の健康保険組合が発行する書類)でも可
ひとり親家庭等の手当・医療費助成	児童扶養手当 国制度	出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの児童(中度一愛の手帳1・2・3度程度、身体障害者手帳1・2・3級程度以上の障害のある児童の場合は20歳未満まで)で次のいずれかの状態にある児童を養育する者 ● 父母が離婚した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害を有する児童【身体障害者手帳1・2級程度(内部障害・精神障害含む)】 ● 父または母が生死不明である児童 ● 父または母に1年以上遺棄されている児童 ● 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ● 母が婚姻によらないで懐胎した児童	所得制限有・裏面限度額参照 ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。 ②申請者が異性と同居(同居していない場合でも児童の監護・養育の状況)により、 <u>事実婚が認められる</u> 場合。 ③健康保険に加入していない場合。※マル親のみ ④生活保護を受給している場合。※マル親のみ  注)支給開始から5年または要件該当から7年のいずれか先に経過した時点で、手当額の2分の1が支給停止される場合があります。(H15.4.1 制度改正、H20.4.1 施行)※児童扶養手当のみ	○申請者の戸籍謄本 ○児童の戸籍謄本 ○申請者及び児童の健康保険証 ○所得の確認は右の◎印による ○申請者名義の預金通帳 ○印鑑(スタンプ印不可) ○父または母が障害を有する場合は「身障手帳」または障害の種類・程度により所定の診断書(障害基礎年金1級受給の方は診断書不要) ○外国人の方は、その他要件により必要となる証明書があります ○公的年金併給者は「公的年金給付等受給証明書」等※児童扶養手当のみ
	ひとり親家庭等 医療費助成 (マル親)	出生から18歳に達した日以後における最初の3月31日まで の児童で、次のいずれかの状態にある児童を養育する者 ● 上記、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成に同じ ● 父または母が重度の障害を有する児童(身体障害者手帳1・2級)		
	児童育成手当	20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育する者 ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ● 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童	所得制限有・裏面限度額参照 ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。	○児童の「身障手帳」か「愛の手帳」及び障害の種類・程度により所定の診断書 ○所得の確認は右の◎印による ○申請者名義の預金通帳 ○印鑑(スタンプ印不可)
障害のある児童を 養育する方の手当	特別 児童扶養手当 国制度	20歳未満で障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育する者 ● 「身体障害者手帳」1・2・3級程度の児童 ● 「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ● 同程度の「内部障害」「精神障害」がある児童	所得制限有・裏面限度額参照 ①児童が、社会福祉施設(母子生活支援施設・保育園・通園施設等を除く)に入所している場合。 ②障害児が障害を支給事由とする公的年金の給付を受けている場合。	○申請者の戸籍謄本 ○児童の戸籍謄本 ○児童の「身障手帳」か「愛の手帳」及び障害の種類・程度により所定の診断書 ○所得の確認は右の◎印による ○申請者名義の預金通帳 ○印鑑(スタンプ印不可)

◎個人番号(マイナンバー)のわかるものと本人確認書類(免許証・保険証等)をお持ちください。  
 ◎住民票は、必要に応じて提出していただきます。(中野区外に居住する家族の住民票を含む)  
 ◎戸籍謄本等、必要書類は申請日から逆算して、1カ月以内の最新のものを用意してください。  
 ◎中野区に課税権のない方は、所得審査の対象となる所得を申告している自治体へ照会して所得を確認します。未申告の場合は申告が必要となります。  
 ◎児童扶養手当申請において必要書類が不足している場合、書類が完備した日が受付日となりますのでご注意ください。  
 ◎戸籍が作成できるまでに日数を要する場合は、届出書の受理証明書で申請を受けられる場合があります。戸籍は、作成できた後、提出が必要です。

## ☆各所得限度額表☆

- ◇事業所得者の所得＝総収入額－必要経費＋譲渡所得等
- ◇給与所得者の所得＝支払い給与の総額－給与所得控除額＋譲渡所得等
- 令和 B 年度児童手当・児童育成手当(令和 B 年6月～令和 C 年5月分手当)
- 令和 B 年度児童扶養手当(令和 B 年11月～令和 C 年10月分手当)
- 令和 B 年度特別児童扶養手当(令和 B 年8月～令和 C 年7月分手当)
- 令和 B 年度ひとり親家庭等医療費助成(令和 C 年1月～12月)

※令和 A 年中所得(令和 A 年1月～12月の1年間)の適用期間

扶養人数	児童手当	児童育成(障害)手当	特別児童扶養手当	
	請求者	請求者	請求者	扶養義務者※1
0人	6,220,000円	3,604,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	6,600,000円	3,984,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	6,980,000円	4,364,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	7,360,000円	4,744,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			213,000円加算

扶養人数	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成			
	児童扶養手当請求者※2・養育者※3		マル親請求者※2	扶養義務者※1
	全部支給	一部支給	・養育者※3	・配偶者・養育者※3
0人	490,000円	1,920,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人目以降	1人につき 380,000円加算			

- ※1 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める申請者(受給者)の直系血族(父母、子、祖父母等)及び兄弟姉妹です。**18歳以上の同居親族**の所得が対象になります。生計が別の場合は、その証明書類を提出してください。
- ※2 令和 A 年中に支払われた養育費(子の父または母が受給者および対象児童に対して支払う金品等)の80%を受給者の所得として加算します。(1円未満は四捨五入)
- ※3 孤児以外を養育している場合は請求者と同じ所得制限、孤児等を養育している場合は扶養義務者と同じ所得制限。

### ◇所得から控除する金額と所得限度額に加算する金額

所得から控除する金額 (申請者)				
控除種別	児童手当	児童育成(障害)	児童扶養・マル親	特別児童扶養
社会保険相当額	80,000			
障害者・勤労学生	270,000			
特別障害者	400,000			
寡婦(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000
寡婦特別(みなし含む)	350,000	-----	-----	350,000
寡夫(みなし含む)	270,000	-----	-----	270,000
雑損・医療費・小規模企業共済等掛金	控除相当額			
配偶者特別	-----	控除相当額		
譲渡所得等特別控除	特別措置法による額			

(扶養義務者)	
児童扶養・マル親	特別児童扶養
80,000	80,000
270,000	270,000
400,000	400,000
270,000	270,000
350,000	350,000
270,000	270,000
控除相当額	
控除相当額	
同左	

所得限度額に加算する金額 (請求者)				
加算種別	児童手当	児童育成(障害)	児童扶養・マル親	特別児童扶養手当
特定扶養親族1人につき	-----	250,000	150,000	250,000
70才以上同一生計配偶者	60,000	100,000		
老人扶養親族1人につき	60,000	100,000		

(扶養義務者)	
児童扶養・マル親	特別児童扶養
-----	-----
-----	-----
(注) 60,000	

(注) 扶養親族が老人のみで2人以上いる場合には、2人目から 60,000円。(1人の場合は加算なし)

## ☆手当月額等☆

- ★手当は原則として申請のあった月の翌月分から支給開始となります。
- ★医療費助成は原則として申請日より助成開始となります。

制度の名称		手当月額・医療費助成割合	支給月※3	
児童手当	0歳～3歳未満	15,000円	2・6・10月の12日	
	3歳～小学生(1人目・2人目)※1	10,000円		
	3歳～小学生(3人目以降)※1	15,000円		
	中学生	10,000円		
	所得制限額以上(年齢関係なし)	5,000円		
児童育成手当	1人につき	13,500円	2・6・10月の12日	
児童育成障害手当	1人につき	15,500円		
児童扶養手当	全部支給	1人の場合	1・3・5・7・9・11月の10日	
		2人目の加算額		10,190円
		3人目以降の加算額		1人につき 6,110円
	一部支給※2	1人の場合		43,150円～10,180円
2人目の加算額		10,180円～5,100円		
3人目以降の加算額		1人につき 6,100円～3,060円		
特別児童扶養手当	1級認定	52,500円	4・8・11月の11日	
	2級認定	34,970円		
ひとり親家庭等医療費助成	非課税世帯	自己負担なし		
	課税世帯	1割自己負担		

- ※1 養育している18歳以下(高校生以下)のお子さんの中で何人目かを数えます。
- ※2 一部支給の場合、手当額は所得に応じて決定されます。
- ※3 支払日が土日祝日にあたる場合はその前の平日に、届出の預金口座に振り込まれます。手当の振込みの確認は、各支払月の中旬頃に通帳記入によりご確認ください。

## ☆申請後の流れ☆ ※申請から認定までは約1～2か月かかります。

- 児童手当・児童育成(障害)手当: 申請書受理→書類審査→認定通知あるいは却下通知送付
- 児童扶養手当: 申請書受理→書類審査→認定通知あるいは却下通知送付  
※認定者のうち、受給者には証書を交付します。
- 特別児童扶養手当: 申請書受理→東京都に提出・書類審査→認定通知あるいは却下通知送付  
※申請から認定まで数ヶ月を要します。  
※認定者のうち、受給者には証書を交付します。
- 医療費助成制度(マル乳・マル子・マル親): 申請書受理→書類審査→医療証あるいは却下通知送付  
※医療機関等受診の際は、健康保険証に添えて医療証を提示してください。  
※申請から医療証交付までの間に医療機関にかかった場合は、一度自己負担し、医療証が交付された後、窓口にて還付請求してください。(すこやか福祉センター、地域事務所は還付請求受付不可)

## ☆認定後の注意事項☆

- ・各手当及びマル親医療費助成は、毎年現況届(更新の手続き)の提出が必要です。
- ・申請事項に変更があった場合は、至急届出が必要ですので、担当までお問い合わせください。

## ☆優遇制度☆ ※児童扶養手当または特別児童扶養手当が認定となり、手当証書が交付された方

- 見扶・特児・・・都営水道料金の減免、粗大ごみ収集手数料の免除
- 見扶のみ・・・都営無料乗車券の交付、JR 通勤定期券の割引、区営自転車駐輪場利用料の免除等の優遇制度が利用できます。対象となる方には、改めて詳細をご案内します。